



令和7年10月20日

令和7年9月29日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、定期点検整備の実施違反のほか複数の違反が確認されたことから令和7年9月29日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「3日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年4月16日、同年5月8日及び同年5月23日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）等、合計9件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- 事業者名：照実運送 株式会社
- 主たる事務所の位置：千葉県八街市八街い101-34
- 代表者名：石田 照美

3. 処分内容

- 処分年月日：令和7年9月29日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分
当該事業者の本社営業所（千葉県八街市八街い101-34）について、3日間の事業停止処分及び329日車（2両×109日、1両×111日）の車両停止処分。

※日車数を訂正しました

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、兼堀

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年9月29日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	照実運送 株式会社（代表者：石田 照美） 千葉県八街市八街い101-34
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県八街市八街い101-34
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分329日車 ※日車数を訂正しました
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年4月16日、同年5月8日及び同年5月23日に監査を実施。9件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）</p> <p>(3) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）</p> <p>(4) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(5) 業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(6) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(7) 運行記録計による記録の不実記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(8) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(9) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 35点</p>